

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和7年5月22日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に関する事項

(1) 入 札 名	秋田市農山村地域活性化センター（さとぴあ）自動販売機設置場所貸付
(2) 貸 付 場 所	秋田市上新城五十丁字小林190番地1
(3) 設 置 可 能 台 数	1台
(4) 貸 付 面 積	1.21㎡（容器回収箱および放熱スペースを含む）
(5) 貸 付 期 間	令和7年7月1日から令和10年6月30日まで
(6) 予 定 価 格 ※最低落札価格	30,757円（税抜年額）
(7) 入 札 参 加 要 件	① 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業をしていること。 ② 過去に市、県、国（特殊法人等を含む）又は他の地方公共団体と自動販売機設置契約を2件以上にわたって締結し、当該契約をすべて誠実に履行した実績を有すること。 ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ④ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ⑤ 本市市税の滞納がないこと。 ⑥ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。
(8) 入札参加申込み	
受 付 期 間	令和7年5月22日(木)から令和7年5月28日(水)まで (土曜、日曜および祝日を除く、午前9時から午後5時まで)
受 付 場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市産業振興部産業企画課（本庁舎3階）
(9) 指名(非指名)通知	令和7年5月30日(金)までにFAX又はメールで通知
(10) 入 札	
日 時	令和7年6月4日(水) 午前10時30分

場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所 2 階 会議室 2 - B
入 札 保 証 金	入札金額の 5 / 100 以上（1 円未満切上） ただし、秋田市財務規則第 109 条第 1 項第 1 号および第 2 号の規定（※）のいずれかに該当する場合は入札保証金が免除されます。 第 1 号に該当する場合は入札保証保険契約に係る書類の写しを、第 2 号に該当する場合は業務履行実績調書【様式 3】および契約書等の写しを入札参加申込みの際に提出してください。 ※第 1 号：入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 第 2 号：入札参加者が過去 2 年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって契約し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
(11) 契 約 日	令和 7 年 6 月 1 0 日(火)（予定）

2 注意事項

(1) 入札参加申し込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」といいます。）を提出してください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書【様式 1】

(イ) 市税に未納がない証明書（令和 7 年 4 月 1 日以降に発行されたもの）（写し可）

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等により納税等の猶予を受けている場合は、そのことを確認できる書類（納税証明書、あるいは徴収猶予許可通知書等）（写し可）

(ウ) 登記簿謄本（写し可）※申込日から 3 ヶ月以内に発行されたもの

(エ) 誓約書【様式 4】

(オ) 業務履行実績調書【様式 3】および契約書の写し

・ 入札参加要件の②を確認できる内容であること

・ 秋田市財務規則第 109 条第 1 項第 2 号の規定により入札保証金の免除を希望する場合は、そのことを確認できる内容であること

(カ) 入札保証保険契約に係る書類の写し(秋田市財務規則第 109 号第 1 項第 1 号の規定により入札保証金の免除を希望する場合のみ)

イ アの(ア)、(エ)および(オ)の様式については、秋田市ホームページから入手してください。

ウ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受付いたしません。

エ 入札保証金の納入方法については、指名通知にてお知らせいたします。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合があります。その場合は、非指名通知によりその旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAX又はメールで行います。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加してください。

イ 入札書には、1年間の貸付料の金額を記載してください。また、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を記載してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とします。

ウ 予定価格以上の価格で入札をした方のうち、最高の価格で入札した方を落札者とします。

エ 入札執行回数は、2回を限度とします。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出してください。

なお、入札書には代理人の印を押印してください。

カ 地方自治法第234条第3項ただし書きの規定により、調査を実施し、落札者を決定する場合があります。

3 決定後の手続き

設置事業者に決定した者は、秋田市が指定する日時までに下記の書類を提出してください。また、下記書類を提出後、具体的な条件等について協議の上、貸付契約を締結します。

ア 行政財産借受申込書

イ 設置場所の位置図

ウ 設置する自動販売機のカatalog（寸法、消費電力がわかるもの）

4 契約に関する事項

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）とします。

(2) 貸付料等

ア 貸付料

2(3)ウによる落札価格をもって貸付料とします。貸付料は別途発行する納入通知書により年度ごとに指定期日までに納入してください。

また、既に納入した貸付料は返還しません。

イ 必要経費等

(ア) 自動販売機の設置、維持管理、撤去に要する経費は設置事業者の負担とします。

(イ) 電気料は設置事業者が子メーターを設置のうえ、秋田市が計測し月ごとに別

途発行する納入通知書により指定期日までに納入してください。

ウ 遅延損害金

納入通知書の指定期日までに貸付料および電気料を納入しないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年利3%の遅延損害金を加算して納入してください。

(3) 使用上の制限

次の事項を遵守してください。

ア 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供しないこと。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

ウ 販売品目は一般市場で認知・支持されているお茶、水、乳飲料、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの「清涼飲料水」およびアイスクリーム類、スナック菓子等の「軽食類」（カップ麺等の給水が必要なものは除く）とし、販売価格はメーカー希望小売価格以下とする。また、酒類、タバコの販売は行わないこと。

(4) 維持管理責任

次の事項を遵守してください。

ア 自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。常に商品の賞味期限等注意到するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台につき1個の容器回収箱を設置するとともに、設置事業者の責任で適切に容器を回収・処分すること。

ウ 自動販売機の設置に当たっては、転倒・盗難防止など、安全に十分配慮すること。

エ 自動販売機の故障、問い合わせおよび苦情については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時等の連絡先を明記すること。

オ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間および経路等については、秋田市の指示に従うこと。

カ 利用者から販売品目の追加又は変更の要望があった場合は、要望について最大限応えるよう努力すること。

キ 秋田市の責めによることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、秋田市は一切の責任を負わない。

ク 自己都合により機器を撤去又は交換しようとするときは、事前に秋田市に通知すること。

(5) 売上高等の報告

秋田市が必要としたときは、自動販売機の売上高、機器のメンテナンス記録、トラブル対処の記録その他必要と認める資料等を遅滞なく提出してください。

(6) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、秋田市が指定する期日までに原状回復してください。

5 その他

(1) 本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、秋田市財務規則(昭

和 40 年秋田市規則第 6 号)その他関係法令の定めるところによるものとします。

(2) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(3) 提出された申込書等は、返却しません。

(4) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市産業振興部産業企画課 総務企画担当

電話 018-888-5722

(5) 仕様・設計等の内容に関する問合せ先

秋田市産業振興部産業企画課 6次産業・販売戦略担当

電話 018-888-5725